

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月6日 05時10分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区 広島港草津一文字防波堤南灯台から真方位210° 1.75海里付近 (概位 北緯34° 20.2′ 東経132° 22.9′)
事故の概要	漁船常福丸は、南西進中、かき筏に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年11月15日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 常福丸、6トン
船舶番号、船舶所有者等	HS2-2470（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷 かき筏 かき筏の部材（竹）に折損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時34分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、延縄漁の目的で広島港第3区の係留地を出発した。</p> <p>本船は、法定灯火を表示し、船長が、操縦席に腰を掛けて左舷側の窓を開け、同窓の窓枠に左肘を乗せた体勢で操船に当たり、GPSプロッター及びレーダーを起動させ、手動操舵により約7～8ノットの対地速力で南西進した。</p> <p>本船は、船長が目視により周囲の状況を確認しながら航行し、広島県広島市津久根島北西方のかき養殖施設（以下「A施設」という。）と津久根島北東方のかき養殖施設（以下「B施設」という。）の間を南西進した後、津久根島北西方沖の転針予定場所に向かって航行を続けていたところ、いつしか居眠りに陥り、津久根島南西方に設置されたかき筏（以下「本件かき筏」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の航行経験が数え切れないほどあり、海上が平穏で、周囲に他船が見当たらず気が緩み、A施設とB施設を過ぎた後、居眠りに陥ったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、南西進中、船長が居眠りに陥り、転針予定場所を通過して本件かき筏に向けて航行を続けたことから、本件かき筏に乗り揚げたものと考えられる。

	<p>船長は、海上が平穏で、周囲に他船が見当たらず気が緩み、操縦席に腰を掛けた姿勢のまま操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が南西進中、船長が居眠りに陥り、転針予定場所を通過して本件かき筏に向けて航行を続けたため、本件かき筏に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間航行時、眠気を感じていなくても居眠りに陥る危険性を考慮し、立って外気に当たったり、身体を動かしたりするなど、居眠りを防止する措置を採ること。</li> </ul>